

震災により生じた損失の額に関する明細書の記載の仕方

1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第15条(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)若しくは第16条(仮決算の中間申告による所得税額の還付)の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第23条(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)若しくは第24条(仮決算の連結中間申告による所得税額の還付)の規定の適用を受ける場合に、同法第15条第1項に規定する棚卸資産等について震災により生じた損失の額を算出するために作成し、別表七(一)又は別表七の二付表二の二に添付して提出してください。

また、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

なお、連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 この明細書の各欄は、次により記載してください。

(1) 「震災により生じた損失の額」の「滅失等による損失」欄には、東日本大震災により、その棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は東日本大震災による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額(その滅失、損壊又は価値の減少によるその資産の取壊し又は除去の費用その他付随費用に係る損失の額を含みます。)を記載してください。

(2) 「震災により生じた損失の額」の「原状回復の費用」欄は、次により記載してください。

イ 東日本大震災により、その棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他その棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、これらの被害があった日から1年以内にその棚卸資産等の原状回復のために支出する修繕費、土砂その他の障害物の除去に

要する費用その他これらに類する費用(その損壊又は価値の減少を防止するために支出する費用の額を含みます。以下「修繕費用等」といいます。)に係る損失の額を記載してください。

ロ イにより、棚卸資産等の修繕費用等の金額を記載した場合において、その修繕費用等に係る災害損失特別勘定の金額(平成23年4月18日付課法2-3ほか2課共同「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)に定めるところにより、被災資産に係る修繕費用等の見積額として繰り入れた災害損失特別勘定の金額をいいます。以下同じです。)を有しているときには、その災害損失特別勘定の金額に相当する金額をイの金額の上段に△を付して記載してください。

(注) 例えば、仮決算による中間申告で建物の修繕費用等の見積額として10,000,000円を災害損失特別勘定に繰り入れた場合において、その中間申告の対象となった期間を含む事業年度にその建物の修繕費用等として10,000,000円を支出したときは、次のように記載します。

資 産 の 種 類	災害前の帳簿価額	震災により生じた損失の額		
		滅失等による損失	原状回復の費用	計
建 物	円 ×××	円 △ 10,000,000 10,000,000	円 △ 10,000,000 10,000,000	円 △ 10,000,000 10,000,000
災害損失特別勘定				10,000,000

(3) 「災害損失特別勘定」の欄には、当該事業年度又は連結事業年度において繰り入れた災害損失特別勘定の金額を記載してください。